

10月1日から全国一斉に

# 共同募金運動が始まります

期限： 月 日までに へお願いします

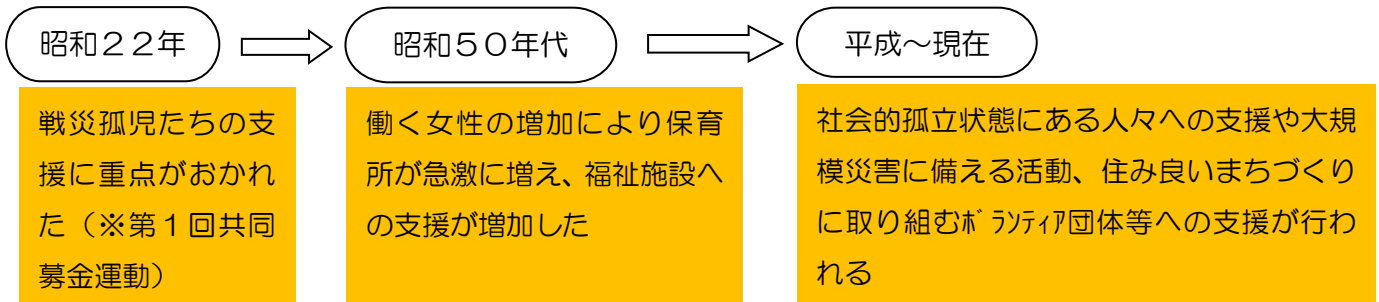


## 赤い羽根共同募金とは・・・

「社会福祉法」(第112条)に基づいた市民が主体の民間運動です。  
 鶴ヶ島市内では、集まった募金がボランティア・サロン活動支援、福祉教育の推進などに活用されています。  
 市内で集まった募金の約7割が、地域の福祉の充実のために役立てられています。残りの3割は市町村を越えた広域での活動や災害時の備えのためなどに使われています。

共同募金運動は、埼玉県において今年度77年を迎える長い歴史を持つ運動です。

「赤い羽根共同募金」の歴史は、日本における福祉の歴史でもあります。戦後一貫して、変化するニーズに臨機応変に対応するため、地域の支え合いを基本に、解決に向けて取り組んできました。



## 領収書について

ご協力いただける方は、募金封筒に「募金」を入れ、自治会の班長さんや福祉委員さんへお渡しください。

領収書が必要な方は、募金封筒の裏面に必要事項(住所・氏名・募金額)ご記入し、必要に○をつけてください。  
 後日、お渡しいたします。

### 記入例

領収書 (  必要 ・  不要 )  
 どちらかに○印を付けてください。  
 領収書が必要な方はご記入ください。

住所 鶴ヶ島市 ○○○○○

氏名 ○○○ ○○

金 ○○○○ 円

# じばんの町を良くするしくみ

共同募金は、目標金額（令和6年度鶴ヶ島市：5,184,000円）を設定し、地域ごとに課題解決に必要な使いみちの額を事前に定めてから寄付を募る「計画募金」です。



①福祉のニーズを把握して助成計画をつくる



埼玉県共同募金会に寄せられた助成要望をもとに、市町村ごとに目標額が定められます。



②募金する



地域の皆さんにご理解、ご協力をいただきながら、様々な場所で募金活動を行っています。たくさんの人のやさしさが、共同募金を支えています。



④自分のまちがよくなる

皆さんから寄せられた募金は、身近な地域の福祉課題解決のための活動に活用しています。また、埼玉県内の社会福祉施設や団体等の活動にも充てられています。



③地域に助成される



共同募金では税控除等が受けられます！

- ・個人 募金額が2,000円以上の場合、所得税または住民税控除の対象になります。
- ・会社など法人 全額員金算入ができます。 ※詳しくは中央共同募金会HPをご覧ください。



埼玉県共同募金会 鶴ヶ島市支会

〒350-2217 鶴ヶ島市三ツ木 16-1 鶴ヶ島市社会福祉協議会（市役所 6階）内  
TEL：049-271-6011 FAX：049-287-0557



埼玉県共同募金会

〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4丁目 2番 65号彩の国すこやかプラザ内  
TEL：048-822-4045 FAX：048-824-9819

E-mail:11@akaihane-saitama.or.jp

